

日行連発第1757号
令和3年3月15日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の納税証明書について（周知）

国土交通省より、クレジットカードによる地方税の納付が普及・定着していること等を踏まえ、今後は納税証明書を発行することができるよう取り扱う旨の連絡が総務省自治税務局企画課からあったことから、継続検査等の申請に際し、自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面の取り扱いについて、添付のとおり各地方運輸局宛てに通知したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の納税証明書について
（事務連絡・令和3年3月9日）

以上

事務連絡
令和3年3月9日

各地方運輸局自動車技術安全部技術課長 殿
管理課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課検査班長
自動車情報課登録班長

クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の納税証明書について

継続検査の申請に際し、提示を必要とする自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面については、「道路運送車両法の一部改正に伴う自動車税納税証明書等の取扱いについて」（依命通達）（昭和38年10月7日付け自車第810号、自管第73号。）により取り扱っているところであります。

今般、クレジットカードによる地方税の納付が普及・定着していること等を踏まえ、別添のとおり、今後は納税証明書を発行することができるよう取り扱う旨の連絡が、総務省自治税務局企画課からあったことから、別紙にある備考欄等に「指定代理納付者に納付の委託が行われている」旨が記載された納税証明書についても、道路運送車両法第97条の2に規定された「自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面」として取り扱って差し支えないので、了知願います。

なお、本取扱いについては、関係団体にも通知済みであることを申し添えます。

総 税 企 第 2 6 号
令 和 3 年 3 月 9 日

国土交通省自動車局自動車情報課長 } 殿
整備課長 }

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の
納税証明書について（協力依頼）

クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の納税証明書について、別添のとおり各地方団体宛てに通知を発出しておりますので、お知らせします。

つきましては、この旨、各運輸支局及び軽自動車検査協会等の関係者に周知いただくようお願いいたします。

総 税 企 第 2 5 号
令 和 3 年 3 月 9 日

各道府県税務主管部長 } 殿
東京都総務・主税局長 }

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の納税証明書について

クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の納税証明書については、「クレジットカードを利用した地方税の納付について」（平成 18 年 3 月 13 日総税企第 53 号総務省自治税務局企画課長通知）の考え方にに基づき、各地方団体において運用がなされているものと承知しています。

クレジットカードによる地方税の納付が普及・定着していること等を踏まえ、今後、下記のとおり取り扱うこととしますので、各地方団体におかれては、納税者利便の観点から必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。

なお、下記の取扱いに関しては、国土交通省及び軽自動車検査協会と協議済みであることを申し添えます。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 納税者がクレジットカードの提示等により地方税の納付手続を行った場合、当該納付額の公金口座への入金前であっても、指定代理納付者からの情報その他地方団体の長が確実と認める方法により、地方団体が当該納付額に係るクレジットカード納付手続が行われたことを確認した場合には、別紙を参考に、備考欄等に「指定代理納付者に納付の委託が行われている」旨の記載をした納税証明書を発行することができること。

2 上記のほか、自動車税種別割については、当該納付額の公金口座への入金前であっても、指定代理納付者からの情報その他地方団体の長が確実と認める方法により、地方団体が当該納付額に係るクレジットカード納付手続が行われたことを確認した場合には、自動車税納付確認システムにおいては、納付済みである旨登録することができること。なお、今後構築が予定されている、軽自動車税種別割における軽自動車税納付確認システムにおいても同様の取扱いとすることができること。

(連絡先)

総務省自治税務局自動車税制企画室

担当：前川係長、栗原事務官

電 話：03-5253-5663

F A X：03-5253-5671

(イメージ)

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）	
証明書番号	第 号
* 自動車の所有者の住所及び氏名又は名称	
* 自動車登録番号	
納税済年月日	
本証明書の有効期限	
備考	令和●年度分●円については、地方自治法第231条の2の規定により、知事が指定する指定代理納付者に納付の委託が行われています。 上記の納税済年月日は、当該納付の委託が行われた年月日です。
以上を証明する。 令和 年 月 日 都道府県知事氏名 ㊟	
注 (1) 継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。 (2) *印欄は所有者において記入して下さい。 (3) この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。 (4) 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。	